

長寿医療制度のご案内

【平成20年8月改訂版】

【3つのポイント】

- ① 保険証が新しくなります。
- ② 全ての加入者が保険料を負担します。
- ③ 健康診査の方法が変わります。

これからは高齢者も負担し、
みんなで医療制度を
支え合うんだね。

75歳になると
新しい保険証が
届くのね。

6月の見直しで、
より安心できる
制度になったね。

長寿医療制度は、急速に進む高齢化に対応します。
高齢者の保険料負担を公平にします。

※長寿医療制度は、後期高齢者医療制度を身近で親しみやすいものとするための呼び名としてつけられました。



制度の対象者は？ 対象になるのはいつから？

対象者

75歳以上の方

※生活保護の方は除きます。

65歳から74歳までの方で
一定障害のある方

※加入するには、まず申請が必要です。

いつから

75歳の誕生日から自動的に
加入します。

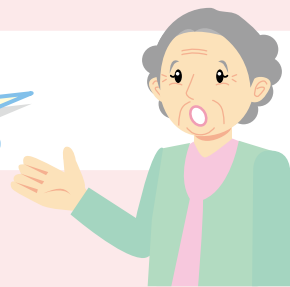


広域連合より認定を受けた日から
加入します。

※希望があれば認定の取消しが
できます。

市町村窓口までご相談ください。

私は65歳なのですが、 認定を受けられる障害の程度は？



障害の程度

(認定の基準)

- 国民年金法等障害年金：1・2級
- 身体障害者手帳：1・2・3級及び4級の一部 (※)
- 精神障害者保健福祉手帳：1・2級
- 療育手帳：A

- (※) ① 音声、言語機能の著しい障害
② 両下肢のすべての指を欠く
③ 一下肢の下腿1/2以上欠く
④ 一下肢の機能の著しい障害



65歳以上で障害のある方が、
この制度に加入するには、
認定を受ける必要があります！

市町村窓口まで

市町村の窓口申請してください。
国民年金証書または各種手帳を
ご持参ください。

国民年金
証書

または

各種手帳

- ・身体障害者
- ・精神障害者保健福祉
- ・療育

保険証は、どうなるの？



後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成21年 7月31日

被保険者番号 1 2 3 4 5 6 7 8
住 所 山形県寒河江市大字寒河江字
久保6番地

氏 名 長寿 太郎 性別 男

生 年 月 日 昭和 8年 5月 1日
資格取得年月日 平成20年 5月 1日
発 効 期 日 平成20年 5月 1日
交 付 年 月 日 平成20年 5月 1日

一部負担金の割合 1割

保 険 者 番 号 3 9 0 6 * * * 9
保 険 者 名 山形県後期高齢者医療広域連合

新しい保険証に
切り替わります。

これまでの保険証は
使えなくなります。



医療機関の窓口で負担する割合です。



注意

- 誕生日までに保険証が届きます。
- 保険証は、毎年更新されます。(更新日・・・毎年8月1日)
- なくしたときは、市町村窓口においでください。



こんなときは市町村窓口
届け出てください。

- 住所が変わったとき・・・保険証を差し替えます。
- 亡くなったとき・・・ご家族等の方が窓口までどうぞ。
- 生活保護を受けたとき・・・この制度から抜けます。

■サラリーマンの扶養家族だった方

- これまでの保険から切り替えが必要です。
- 会社に異動届を必ず提出してください。

これまでの保険をやめる手続きが必要です。
お忘れなく！



窓口



〇〇医院



新しく届いた保険証を提示してください。



保険証に窓口負担割合が記載されています。(「1割」か「3割」)

区分	対象者	
1割	低所得Ⅰ	住民税非課税世帯で、世帯員の所得が一定基準以下の方
	低所得Ⅱ	住民税非課税世帯に属する方
	一般	現役並み所得にも低所得Ⅰ・Ⅱにもあてはまらない方
3割 現役並み所得者	次の2つの条件を満たす方(※) ①住民税課税所得→145万円以上 ②世帯収入が次の額以上 ・後期高齢者が複数いる世帯→520万円以上 ・後期高齢者ひとり世帯→383万円以上	

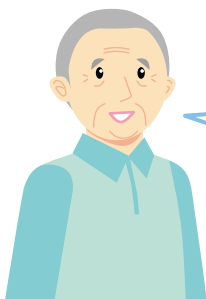
ご注意ください。入院のときは、市町村窓口に『減額認定』の申請をしてください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」



※現役並み所得の判定は、同一世帯に属する被保険者の所得及び収入により判定

※医療機関の窓口には必ず提示してください。



この制度に加入しても、これまでと同じ医療は受けられるの？

74歳までの方と変わらず必要な医療サービスが受けられます。ご安心ください。



医療費負担が高額になりそうですが？



1ヶ月ごと、1年ごとの限度があります。(※)

所得区分	1ヶ月ごとの限度		1年ごとの限度
	高額療養費(月額)		高額介護合算療養費(年額) ^{※3}
	外来(個人ごとの限度額)	外来+入院の限度額(世帯ごとの限度額)	後期高齢者医療+介護保険の限度額
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% ^{※1} (44,400円) ^{※2}	67万円(H20は89万円)
一般	12,000円	44,400円	56万円(" 75万円)
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	31万円(" 41万円)
低所得Ⅰ		15,000円	19万円(" 25万円)

(※) その他、食事代やおむつ代などの負担が別途かかります。

※1 「+1%」は医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。
 ※2 () 内は過去12ヶ月以内に4回以上該当した場合の4回目以降の額。
 ※3 1年間(8/1~翌7/31)の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が限度額を超える場合に、8月以降に申請します。

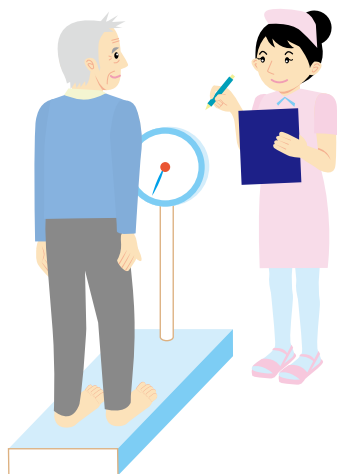
後期高齢者への健康診査

これまで 受診を希望する方が受ける健診



これから **生活習慣病を早期発見**するための健診
に変わります。

- お住まいの市町村から案内があります。
- 健診当日は、保険証をお持ちください。



健診を希望しても
受けられない場合があります!!

ご注意

高血圧・糖尿病などの生活習慣病で通院等している
方は引き続き医療機関の指導を受けてください。



※健診は広域連合がお住まいの市町村に委託しています。

保険料は
どのくらい
納めるの？

加入者本人の所得に
よって決まります。

賦課限度額

年50万円が上限になります。

低所得者への軽減策

〈所得割額〉

所得に応じて負担
前年中の所得金額
× **6.85%**
(所得割率) / 年

対象者	軽減内容
所得58万円以下 (年金収入で211万円)	50%軽減

〈均等割額〉

加入者全員が
公平に負担
37,300円/年

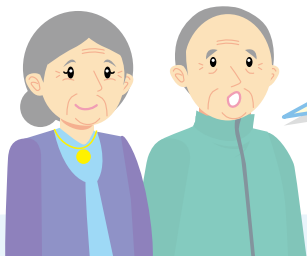
被保険者2人の 世帯の場合 ※2	軽減内容
所得33万円以下	8.5割軽減
〃 57.5万円以下 世帯主が被保険者以外の ときは、82万円以下	5割軽減
〃 103万円以下	2割軽減

保険料 ※1

① 所得割額
+
② 均等割額

※1 保険料は2年に1度
見直しを行います。

※2 均等割額の軽減は、世帯主と被保険者の所得額で判定します。



妻76歳 夫78歳

夫婦2人世帯ですが、保険料はどの程度の額になりますか？

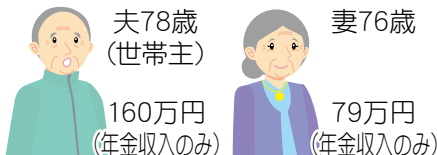
次のようになります。



■ 保険料の算定例 (均等割額: 37,300円、所得割率: 6.85%の場合)

例1

所得割 50%
均等割 8.5割減



二人世帯

	均等割	所得割	合計(年額)	保険料
夫	5,400	2,397	7,797	7,700
妻	5,400	0	5,400	5,400

単位:円

例2

所得割 50%
均等割 5割減



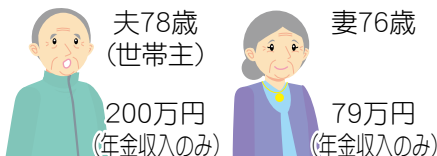
二人世帯

	均等割	所得割	合計(年額)	保険料
夫	18,650	9,247	27,897	27,800
妻	18,650	0	18,650	18,600

単位:円

例3

所得割 50%
均等割 2割減



二人世帯

	均等割	所得割	合計(年額)	保険料
夫	29,840	16,097	45,937	45,900
妻	29,840	0	29,840	29,800

単位:円

例4

所得割 50%
均等割 —

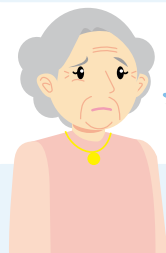


二人世帯

	均等割	所得割	合計(年額)	保険料
夫	37,300	2,397	39,697	39,600
妻	37,300	0	37,300	37,300

単位:円

※軽減判定では世帯主の所得もみます。



加入前は、会社員の息子の扶養(被用者保険の被扶養者)になっていましたが、保険料はどうなるの？

サラリーマンの扶養家族(※)だった方は、加入から2年間、

- ① 所得割額の負担はなく、
- ② 均等割額の5割が軽減されます。

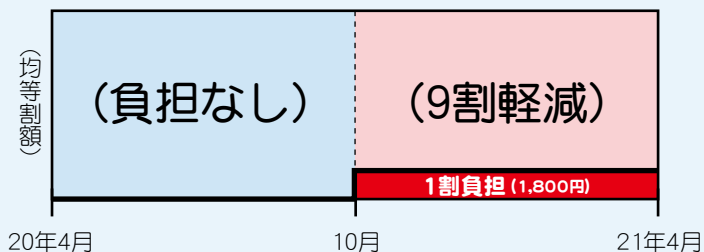
(※)国保の方は含まれません。



ただし

平成21年3月末までは、均等割額1,800円(9.5割軽減)になります。(本来の額37,300円の「20分の1」の負担) **20年度の特別措置**

- ・平成20年4月～半年間
→負担なし。
- ・平成20年10月～平成21年3月
→均等割額1,800円のみ。



保険料はどうやって納めるの？

①年金天引き ②金融機関等で支払い
の2種類あります。

受給している年金額が年額18万円以上

はい



(介護とあわせて年金
支給の1/2を超えない)

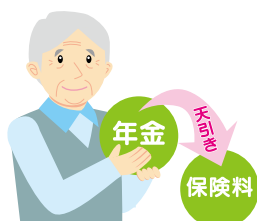


いいえ

特別徴収

年金から**天引き**されます

年金支給ごとに
2ヶ月分が天引
きされます。



普通徴収

納付書で各自納めます

納付書または口座振
替により、金融機関等
に納めます。



ご希望があれば

次の条件を満たすと納付方法が選択可能になります。

●お住まいの市町村窓口にて、手続きが必要です。

対象者	方法
① 国民健康保険税(料)で、 これまで滞納がなかった方。	➡ 本人の口座から振替
② 年金収入が年180万円未満の方。	➡ 世帯主または配偶者の口座から振替

※口座振替に変わるまでに少しの期間が必要です。

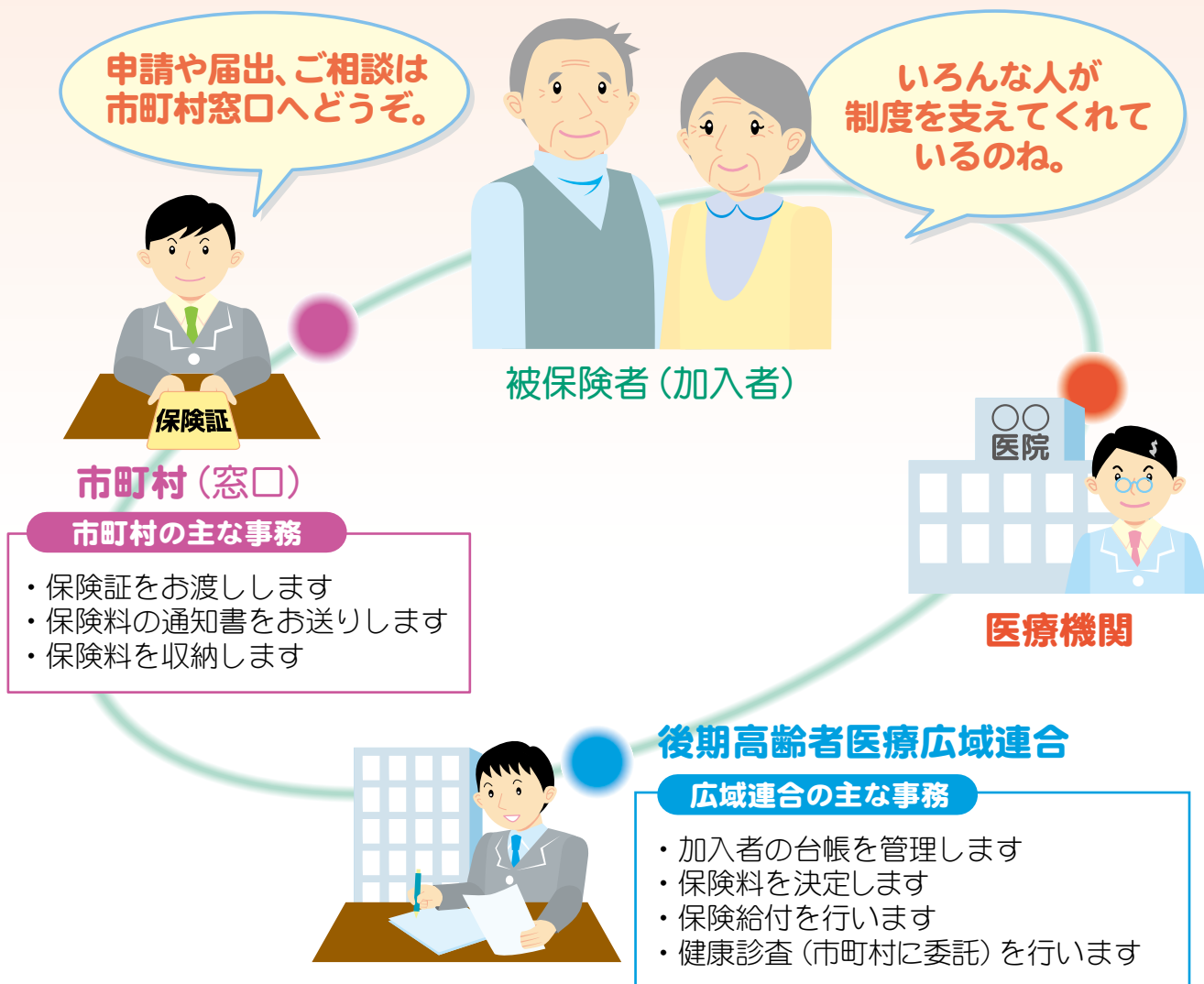
ご注意
ください!

保険料が納められなくなったら？

ぜひ、市町村担当窓口にご相談ください。

特別な理由がないのに滞納がつづく、次のような手続きがとられます。
事前に市町村の窓口まで納付相談ください。

- ①有効期間が短い保険証となります。(短期被保険者証)
- ②医療機関の窓口で、一旦、全額支払いになります。(資格証明書)



●お問い合わせ先

▶ お住まいの市町村役場 (後期高齢者医療担当)

※(代)は代表電話

村山地区	山形市	023(641)1212 (代)	寒河江市	0237(83)3200 (代)	上山市	023(672)1111 (代)
	村山市	0237(55)2111 (代)	天童市	023(654)1111 (代)	東根市	0237(42)1111 (代)
	尾花沢市	0237(22)1111 (代)	山辺町	023(667)1107	中山町	023(662)2113
	河北町	0237(73)2111 (代)	西川町	0237(74)4406	朝日町	0237(67)2116
	大江町	0237(62)2114	大石田町	0237(35)2111 (代)		
最上地区	新庄市	0233(22)2111 (代)	金山町	0233(52)2111 (代)	最上町	0233(43)3117 (代)
	舟形町	0233(32)2111 (代)	真室川町	0233(62)2111 (代)	大蔵村	0233(75)2111 (代)
	鮭川村	0233(55)2111 (代)	戸沢村	0233(72)2111 (代)		
置賜地区	米沢市	0238(22)5111 (代)	長井市	0238(84)2111 (代)	南陽市	0238(40)3211 (代)
	高畠町	0238(52)1327	川西町	0238(42)6640	小国町	0238(62)2261
	白鷹町	0238(85)6130	飯豊町	0238(72)2111 (代)		
庄内地区	鶴岡市	0235(25)2111 (代)	酒田市	0234(26)5729	三川町	0235(66)3111 (代)
	庄内町	0234(42)0152	遊佐町	0234(72)5875		

▶ 山形県後期高齢者医療広域連合

〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地 電話 (0237) 84-7100